

西宮市シニア向けライフスタイル紙制作・印刷業務に係る企画提案競技実施要領

1. 趣旨

本市で暮らすシニア層が充実したセカンドライフを送ることができるよう、シニア層が参加できるイベントや地域活動などを紹介する「西宮市シニア向けライフスタイル紙（以下、冊子）」を作成する。

2. 一般事項

(1) 名称

西宮市シニア向けライフスタイル紙制作・印刷業務

(2) 主催者

西宮市広報課

(3) 委託業務内容

別紙「西宮市シニア向けライフスタイル紙制作業務提案仕様書」

「西宮市シニア向けライフスタイル紙印刷業務提案仕様書」のとおり

(4) 業務受託候補者選定方式

公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、審査基準を基に審査を行い、業務受託候補者を決定する。

(5) 委託予定額

制作： 974 千円以内

印刷：2,464 千円以内 ※いずれも消費税込み

(6) 委託期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

(7) 企画提案競技スケジュール

ア 西宮市 HP への掲載により公募開始

イ 企画提案書の提出期限：平成 29 年 6 月 16 日（金）

ウ 1 次選考：平成 29 年 6 月 19 日（月）予定

エ 2 次選考（1 次入選者によるプレゼンテーション）：平成 29 年 6 月下旬予定

オ 業務受託候補者との随意契約 平成 29 年 7 月下旬を予定

3. 応募の要領

(1) 応募者の資格要件

次の要件を全て満たすこと。なお、制作・印刷業務にあたる事業者の 2 者によるグループで応募することも可能とする（グループによる応募の場合は、各者ともに全て条件を満たすこと）。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこ

と。

- イ 企画提案書の提出期限において、西宮市の指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- エ 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例の規定に違反しないもの。
- オ 別紙の仕様書で定める委託業務について十分な業務遂行能力と適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- ※ 「西宮市指名競争入札参加資格者名簿」への登載は参加資格要件とはしないが、搭載されていない法人の場合は、印鑑証明書、納税証明書（国税等、西宮市内に本店（本社）を有する場合は市税）、商業登記履歴事項全部証明書を提出すること。

（２）提出書類

ア 提出書類

- （ア）応募申込書（様式第 1 号）
- （イ）会社概要（様式任意）
- （ウ）本業務の推進体制（様式第 2 号）
- （エ）過去の業務実績（様式第 3 号） ※発行した冊子も添えること。
- （オ）企画提案書（様式任意）
- （カ）業務工程表（様式任意）
- （キ）見積書（様式任意） ※算出根拠等を詳細に記載すること。
- ※（ウ）（エ）については、制作業務に係る内容のみを記載すること。
- ※グループによる応募の場合、（ア）（イ）（キ）については、各者の書類を提出すること。

- イ 提出部数 10 部（うち、社名等を抜いたものを 4 部）
- ウ 用紙の大きさは A 4 版または A 3 版とし、左端を綴じたもの（A 3 版は折り）。支障がない範囲で、両面印刷も可能とする。グループによる応募の場合は、両者の提出書類をまとめて綴じること。

（３）応募方法

- ア 提出期限 平成 29 年 6 月 16 日（金）必着。上記提出書類一式を郵送又は持参。
※土・日曜及び下記受付時間外、提出期限を過ぎたものは受け付けない。
- イ 提出先・問合せ先
西宮市政策局市長室広報課（本庁 4 階）
住所：〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号
電話：0798-35-3400 FAX：0798-35-3449
受付時間：午前 9 時～午後 5 時 30 分
電子メール：kouhou@nishi.or.jp
担当者：本部（ほんべ）

(4) 質問等の受付

本実施要領の内容について質問がある場合は質問書（様式第4号）を提出すること。

ア 提出期限：平成29年6月2日（金）

イ 提出方法：質問書を電子メールにて広報課へ提出。 ※電話での受付は行わない。

ウ 回答方法：質問者に対し電子メールで回答を行うほか、市ホームページで公開する。

(5) 注意事項

ア 本企画提案競技に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。

イ 提出された応募申込書及び企画提案書等は返却しないものとする。

ウ 提案は一応募者一提案とする。

4. 審査及び選考等

(1) 審査及び選考の方法

ア 1次選考：原則として、応募数が5者を超えた場合は、提出書類（企画提案書等）の内容により上位5者を選考する。

応募数が5者以下の場合は、提出書類の内容を審査したうえで2次選考の対象者とする。

イ 2次選考：1次選考入選者によるプレゼンテーションを実施する。

日時は平成29年6月下旬（予定）

説明時間 約15分、質疑応答時間 約15分

業務担当者及び総括責任者が出席すること（グループによる応募の場合は、各者の業務担当者・総括責任者）。

※時間・場所等は1次選考入選者に対し、別途通知する。

(2) 審査項目

審査項目	採点割合	評価基準
業務の実施体制	10/100	選定評価基準
類似業務の実績	20/100	
企画提案の内容	50/100	
工程計画	10/100	
コストの考え方（見積価格）	10/100	

※選考のポイント

- ・業務の実施体制（業務を安定的に実施することができる体制となっているか）
- ・類似業務の実績（過去5年以内の実績について審査）
- ・企画提案の内容（業務仕様書に基づいた的確な内容となっているか）
- ・工程計画（業務実施に支障がないか）

・コストの考え方（業務仕様書に沿った価格提示がなされているか）など

（3）審査方法

- ア 委託予定額を超えている場合はその企画提案書は審査から除外する。
- イ 審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。評定にあたり、市職員で構成する選定委員会を設置する。
- ウ 1次選考については、応募者から提出された企画提案書等を選定評価基準に基づき、選定委員会が評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の平均をもって委員会の評価点とし、これを応募者の評価点とする。
- エ 2次選考については、応募者から提出された企画提案書等とプレゼンテーションの内容等を踏まえ、選定評価基準に基づき選定委員会が評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の平均をもって委員会の評価点とし、これを応募者の評価点とする。

（4）業務受託候補者の選定

2次選考の評価結果に基づき、最高得点を獲得した応募者を業務受託候補者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。

※審査は業務受託候補者の選定を行うものであり、契約に関する書類作成等は西宮市契約課を通して行う（グループによる応募の場合は、各者と契約を締結する）。なお、契約は本市の定める契約書で行う。

（5）選考結果の通知

- ア 1次選考結果は、応募者全員に文書等で通知する。
- イ 2次選考結果は、2次選考参加者全員に文書で通知する。
- ウ 選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

（6）失効及び無効

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

（7）その他留意事項

- ア 応募申込者が1者の場合であっても審査を実施する。ただし、応募申込がない場合は、本企画提案競技を中止する。
- イ 本企画提案競技における選定委員会の評価が、一定の水準を満たさない場合は、選定委員会の判断により、企画提案書は採用されない場合がある。

以上